

社会福祉法人設立認可等審査専門分科会について

1 審議内容

寝屋川市社会福祉審議会規則（平成31年寝屋川市規則第50号）第6条第1項第4号の規定により、以下に掲げる事項について審議します。

- (1) 社会福祉法人の設立、解散又は合併の認可に関する事項
- (2) 社会福祉法人に対する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第7項の規定に基づく業務の停止命令又は同法第56条第8項の規定に基づく解散命令に関する事項
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条の2第3項の規定に基づく老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの事業の制限命令又は停止命令に関する事項
- (4) 老人福祉法第19条第2項の規定に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止命令又は設置の認可の取消しに関する事項

2 実施状況

開催実績はありません。

3 今後の開催予定等

会議の開催については、事案に応じて適宜開催することとしており、1回あたり1～2時間程度を予定しています。